

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日京都市条例第46号）（総務局人事部給与課）

諸般の状況により、現在実施している市長、副市長及び常勤の監査委員（以下「市長等」といいます。）の給与の減額措置について、その期間を平成21年3月31日まで延長するとともに、次のとおり市長等の給与の支給に係る端数計算の方法を改定することとしました。

改正前	改正後
京都市職員給与条例の規定を適用した場合に市長等が支給を受けることができる給与の額（以下「基本額」といいます。）から、基本額に一定の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額を支給する。	基本額から、基本額に一定の割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を支給する。

上記の改正は、平成20年3月28日（市長等の給与の支給に係る端数計算の方法の改定については、同年4月1日）から施行することとしました。

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第46号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

第3条中「平成19年12月」を「平成20年12月」に改める。

附則第2項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

第2条 京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分及び第3条中「得た額」の右に「を減じた額」を加え、「を減じた額」を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)